

み

南九州市

農業委員会だより

平成23年11月発行 南九州市農業委員会事務局



【 秋の風物詩 稲の掛け干し風景 南九州市川辺町 】

『南の食糧供給基地』の飛躍のために

南九州市農業委員会 会長 宝代 行広

まずは、東日本大震災の被災者に対しまして、お悔みを申し上げますとともに、一日も早い復興と復旧を願うものであります。

七月の農業委員統一選挙により新体制の農業委員会がスタート致しました。総勢三五名で構成され、うち女性農業委員が六名となっております。今回は新委員が十二名と入れ替えが大きかった選挙でもありました。その構成委員の中で会長に再任され、さらに責任の重大さをひしひしと感じております。南九州市が誕生してから、早や五年目を迎えようとしておりますが、我々南九州市農業委員会もこの広大な優良農地を生かす為に日々頑張っているところであります。しかし、依然として農業を取り巻く情勢は厳しく、高齢化、後継者不足、農畜産物の価格の低迷、生産資材の高騰、WTO農業交渉等、国内外ともに予断を許さない状況にあります。さらには農地法の改正により一般企業の参入等、随分と緩和された部分もありますが、現在、食糧自給率五〇%の目標に対して、三九%であります。これから先は、家族経営協定の締結、農業生産法人化、集落営農体系化等、遊休農地の解消を図り、今こそ経営の合理化を目指し、自給率アップに貢献すべき時期であります。安心、安全な消費者ニーズに合った農畜産物の生産基盤である農地の確保と有効利用を推進してまいります。また、老後の生活安定の為に、絶対有利な農業者年金への加入を勧めていきます。

農地、農業経営のことで困った問題があらましたら、是非、地域の代表であります農業委員へご相談くださいますようお願い致しましてご挨拶とさせていただきます。

新農業委員の紹介

平成23年7月に農業委員の改選が行われました。

任期は、平成23年7月20日から平成26年7月19日までの3年間となります。また、会長に宝代行広氏、会長代理に堀之内和矢氏が選出されました。農地のことでお悩みの方は、皆様の地区を担当する農業委員にご相談ください。

① 委員氏名 ② 通算期数等 ③ 担当自治会名

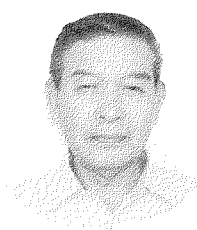
額娃地区



① 宝代 行広
② 5期目 公選
③ 源川 加治佐
高吉 青戸上
青戸中 青戸下



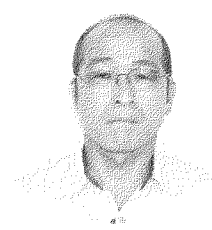
① 松永 正美
② 4期目 公選
③ 大川 耳原上
耳原下 小原
松永 摺木



① 上野 茂
② 1期目 公選
③ 長崎 下大久保
上大久保 鬼口
前原 浜村
平丹花 麓



① 楢山 俊孝
② 1期目 公選
③ 浦芝原 志戸
山下 瀬谷
楢山



① 山脇 茂孝
② 2期目 公選
③ 春向 山脇
下藺 伊瀬知
赤崎



① 田中 司
② 2期目農協選任
③ 三俣 高取
下門 中村
水之元



① 塩本 孝一
② 6期目 公選
③ 木之元 坂上
下出 川原園
奥藺 上出
鶴田 山下
小長田 東馬渡
西馬渡 矢越



① 加治佐 民生
② 2期目議会選任
③ 加治佐 高吉
尾曲 飯伏



① 一氏 とし子
② 1期目議会選任
③ 永谷 飯山
佃 栗ヶ窪
牧淵 一氏



① 栗ヶ窪 和治
② 3期目 公選
③ 谷場 熊ヶ谷
雪丸

(顔 娃 地 区 続 き)

知覧地区



- ① 松元 孝也
② 5期目 公選
③ 上瀬 只角
新牧 折尾



- ① 吉崎 敏治
② 4期目 公選
③ 吉崎 福留
石垣 鶴成
次下 東水成川
南組 岡村
蓮子



- ① 堀之内 和矢
② 2期目 公選
③ 厚地 河上
上郡上 上郡中
上郡町 本町
城馬場 水垂



- ① 菊永 修
② 1期目
土地改良区選任
③ 菊永 大隣



- ① 松久保 英生
② 7期目 公選
③ 上別府 平久保
霜出 昭和
川床 善通
立山 松久保
共親



- ① 古屋 啓子
② 1期目議会選任
③ 瀬世向 瀬世上
瀬世中 瀬世下
瀬世町



- ① 宮原 耕一
② 3期目 公選
③ 手蓑 池之河内
後岳北 後岳南
後岳下 桑代
小田代



- ① 園田 一博
② 1期目 公選
③ 上木原 中木原



- ① 宮原 俊郎
② 4期目 公選
③ 中郡北 中郡町
中郡南 下郡北
下郡南 打出口
上之町 堤之原
山仁田新町
楠元 打越
ウッドタウン
平成



- ① 田中 博光
② 1期目 公選
③ ニツ谷 高星
牧永野 横井場
林川 中須
杉場 迫瀬戸山
樋与上 中福良
和田 松村
横峯



- ① 仁田尾 三男
② 2期目 公選
③ 仁田尾 中渡瀬
門之浦 松ヶ浦
竹迫 東塩屋
西塩屋



- ① 若松 雄二
② 1期目 公選
③ 松山 下塚
東垂水 西垂水

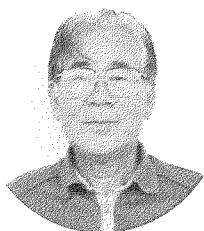


- ① 加治佐 清隆
② 2期目 公選
③ 加治佐 浮辺
飯野 塗木

川辺地区



- ① 中禮 隆一
② 4期目 公選
③ 高田下 中の後
高田中福良
中の前 藤の下
上の後 上の前
城の前 城の後



- ① 吉留 丘
② 1期目 公選
③ 桑水流 楠原
南野元 木場田
田代下 田代中
田代上 仁之野
花園 みどり園



- ① 下之門 信洋
② 2期目農協選任
③ 宮小路
宮中福良
松崎 小野
今田上 今田下



- ① 東 鈴子
② 2期目 公選
③ 本別府大久保
深野木 川原
鉄山 菊原
柳



- ① 外菌 順子
② 1期目議会選任
③ 新町 今村
田部田六丁
島 佐々良上
佐々良下 中通
柞木 越原



- ① 上野 絹子
② 6期目 公選
③ 山添 中川原
迎川原 宮下
向江町 島内
野崎中福良
松尾城 迎方
荒殿



- ① 小原 光則
② 1期目 公選
③ 桜元 小栗栖
市崎野 小崎
馬立 瀬戸山
軸屋 神殿上
神殿中服良
神之下 下里



- ① 君野 潤二
② 1期目 公選
③ 君野 山下
上山田中福良
田の頭 小河路
土喰 屋敷平
川原山 森山
諸麦 庭月野
打木谷 田代
桐木平



- ① 有菌 正伸
② 2期目 公選
③ 横手町 川原町
本町 中央一
中央二 諏訪下
天神坊 稲荷町
松元 平山上
平山中 平山下
平山六丁



- ① 今市 範男
② 3期目 公選
③ 大倉野 荒多
日吉 天神
諏訪 大山
原田 上村
下村 塩入
片平 下之口
田畑 馬場
麓 上之口
牧之田 本門
有木



- ① 西 明美
② 4期目 公選
③ 永田西 古市
永田中福良
永田上



- ① 中間 幸敏
② 2期目共済選任
③ 古殿上 古殿下
野間里 大田尾
野間大久保

○農地の賃貸借や売買
○農地の転用関係 ○農業者年金
○全国農業新聞 ○家族経営協定
など、上記以外にも農地に関するこ
は、お気軽にご相談ください。

『家族経営協定』を調印！

5月31日、南九州市瀬娃庁舎で新たに5家族が、農林水産部長・農業委員会長の立ち会いのもと、家族経営協定書に調印しました。現在、南九州市で222件（瀬娃地区90件、知覧地区98件、川辺地区34件）の家族で家族経営協定が結ばれております。

この協定は、家族全員が意欲と生きがいをもって農業に取り組めるよう経営方針、役割分担、就業条件、将来の経営移譲など諸事項について取り決めを行い、文書化することで家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、意欲と能力を十分に発揮できる環境を構築することを目的に行われるものです。



制度上のメリットは何ですか？

家族経営協定を結び経営に参画している配偶者や後継者に対しては、認定農業者制度、農業者年金制度等において、主に以下のような政策的な支援措置が講じられており、これらの支援措置を活用して経営改善を進めることができます。

1. 認定農業者制度の共同申請

家族経営協定を結び経営主以外の配偶者や後継者が共同経営者になっていれば、複数の者による農業改善計画の認定の共同申請が認められます。夫婦や親子で認定農業者になることができます。

2. 農業者年金の保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たせば、基本となる保険料に対し一定割合の国庫助成（政策支援）が受けられます。

3. 農業改良資金の借入

農業改良資金は創意と工夫で、農産物の加工を始めたり新作物の取り組みや新たな生産・販売方式の導入などにチャレンジする取り組みを支援する無利子資金貸付制度です。経営主以外の配偶者や後継者で家族経営協定を締結していれば、この資金を借り受けることができます。

4. 農地のあっせん

農地の貸し借りや売買などのあっせんを受けたい方は、家族経営協定により共同経営者とみなされ、あっせんの対象となります。

農業者年金に加入しませんか？

～農業者年金は魅力いっぱいの年金制度です。～

1. 少子高齢化時代に強い積立方式の確定拠出型年金です。
2. 国民年金の第1号被保険者で農業に従事する方ならどなたでも加入できます。
3. 保険料の額は2万円から6万7千円まで自分で自由に決められます。
4. 80歳までの保障がついた終身年金です。
5. 一定の要件を満たせば保険料の国庫助成（政策支援）があります。
6. 保険料は全額社会保険料控除の対象となり大きな節税効果があります。

農地の売買や貸し借り、宅地等への転用には… 農業委員会の許可が必要です！

売買や貸し借り（農地法第3条）の主な許可基準

- ◆申請農地を含め、所有または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて有効利用要件）
- ◆法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ◆申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ◆申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件 瀬娃・知覧地区は50a、川辺地区は30a）
- ◆申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

申請から許可までの流れ

- 申請についての相談 …… 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
- 申請書の記入 …… 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。
- 必要書類の入手 …… 申請内容に応じて必要書類が異なりますのでご確認ください。
- 申請書提出前の再確認 …… 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
- 申請書の提出／受付 …… ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。
- 申請内容の審査 …… 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法の申請内容の審査許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。
- 農業委員会総会 …… 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
- 県知事による審査 …… 南九州市外にお住みの方が南九州市内の農地を買ったり借りたりする場合には、県知事による審査が行われます。
- 許可書の交付 …… ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

許可申請書・申請受付について

- ◆申請書の受付締切は毎月10日（休日の場合は前日）となっています。
- ◆申請書様式は農業委員会事務局に備え付けてあります。

農業委員会総会開催予定について

- ◆申請内容を審議する総会は毎月末日（休日の場合は前日）に開催されます。
- ◆1月から12月までの一年分の開催計画を市ホームページに掲載しています。

標準処理期間の設定について

- ◆南九州市農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について、申請受付から許可までの標準処理期間を概ね30日と定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

農地の相続等について

- ◆平成21年12月15日に施行された「改正農地法」で、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届出が義務付けられました。

農地の下限面積について

- ◆下限面積とは、効率的かつ安定的な農業経営を行うため、農地面積が一定の面積以上にならないと許可はできないとするものです。
農地法で50aと定められていますが、南九州市農業委員会では管内の下限面積を次のように定めています。

潁娃地区 50a ・ 知覧地区 50a ・ 川辺地区 30a

※2010農林業センサスで、潁娃地区・知覧地区では50a以上の農地を耕作している農家が6割を越えていますが、川辺地区においては3割程度しかいないため、下限面積を30aとしています。

農地の転用（農地法第4条・第5条）について

- ◆自分の農地であっても、宅地など農地以外に転用するとき、あるいは転用目的で売買・貸し借りなどをするときは農地法の許可が必要です。
- ◆許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。
- ◆農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

農作業事故防止対策について

農業の機械化が進展する一方で、農業機械による農作業事故の発生が後を絶たない状況にあります。65歳以上の高齢者の事故件数は8割を占め、高齢者が事故に遭う機会が多い状況です。特に注意してください。

トラクター等農業機械作業の安全性を確保するために、次の安全対策を励行し、安全作業を徹底してください。

〈 特に注意すること 〉

1. 安全フレーム等の安全装置は、必ず規定の位置で使用する。運転中は安全フレームを必ず立てておく。
2. 作業中及び道路走行中はひも付きのヘルメットを着帽する。
3. 道路の路肩やほ場の畦畔部は崩落しやすいので、運転に注意する。特に、雨天時や降雨後は地盤がゆるんでいるため、厳重に注意する。
また、農道からほ場への出入り口付近の転落事故が多いため、注意が必要である。
4. 作業に出かける際は、必ず家族等に行き先と帰宅予定時間を告げておく。
さらに、緊急時の連絡手段（携帯電話等）を確保しておく。

〈 道路走行中の注意 〉

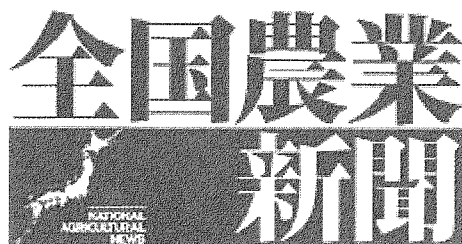
5. 道路走行中は、左右のブレーキは必ず連結しておく。
6. 道路走行中は前輪倍速装置を解除する。
7. 高速走行中の急旋回や、坂道、傾斜面での急旋回は、転倒の恐れがあるので絶対に行わない。
8. 坂道や傾斜面の途中での変速操作やクラッチ操作は、暴走の危険があるので絶対に行わない。

〈 ほ場への出入り等の注意 〉

9. 溝やぬかるみからの急脱出は、後方転倒の恐れがあるため絶対に行わない。
10. トラックへのトラクター等の積み降ろし作業は、十分な強度のある、高さの4倍以上の長さの「あゆみ板」を用い、低速のバック走行で積み込み、前進で下りる。
積み降ろしの途中では、変速操作及びクラッチ操作は行わない。

〈 点検・整備等 〉

11. 点検・整備・清掃時は必ずエンジンを停止する。
12. 作業機を上げた状態で点検整備や清掃を行う場合は、必ず油圧ロックをかける。
13. トラクターと作業機の間に入っての点検・整備・清掃等は絶対に行わない。

**週刊****毎週金曜日発行**

月600円 年7,200円(消費税込み)

購読の申し込みは、農業委員会事務局及び各分室へ
お気軽に連絡ください。